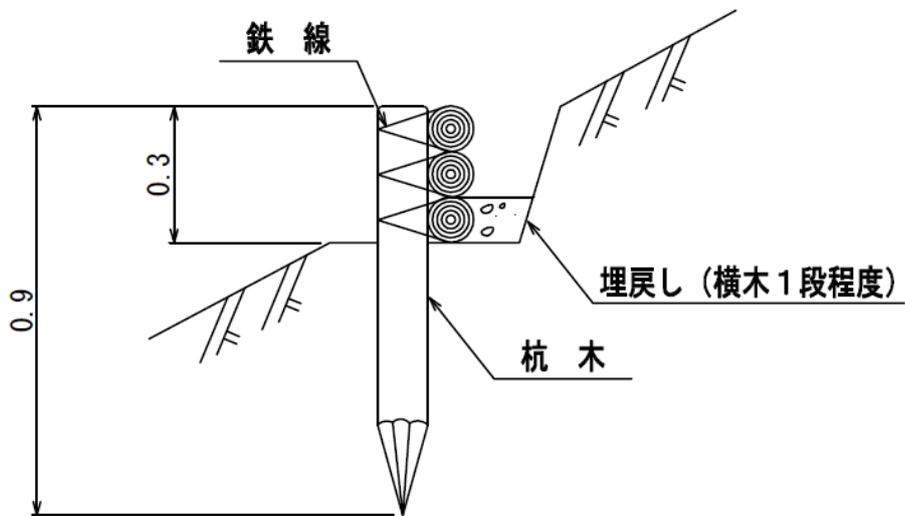


丸太筋工特記仕様書

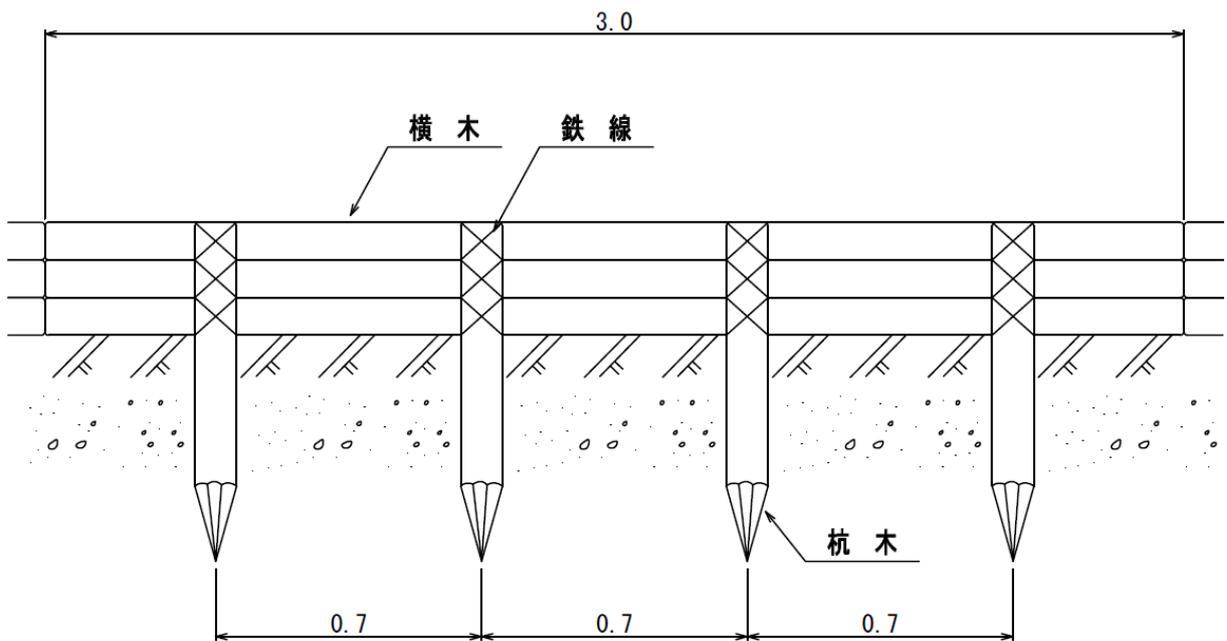
1. 丸太筋工について

(1) 丸太筋工の作設標準図

側面図



正面図



(2) 丸太筋工の仕様

10m当たりの使用材料表					
林小班等	品名	仕様、材質・規格	数量	単位	備考
212わ1	杭木	長さ0.9m、末口径10cm程度 丸棒加工、先端加工	15	本	15×0.011 $= 0.165 \text{ m}^3/10\text{m}$
	横木	長さ3.0m 末口径10cm程度 丸棒加工	10.0	本	10.0×0.036 $= 0.36 \text{ m}^3/10\text{m}$
	鉄線	なまし #10	4.06	kg	1箇所当たり1.5m使用

(注1) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

(注2) 具体の設置にあたっては監督職員の指示によるものとする。

2. 作業について

(1) 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(2) 当該事業個所における作業の実施にあたっては、下記に留意し実施することとする。

① 連絡体制等の整備

ア 緊急時に迅速かつ確かな情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携帯すること。

イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連携状況を確認したうえで作業実施すること。

ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。

② 作業上の留意点

ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。

イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。

ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等でぬれた部分を拭き取るか、着替えること。

エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをすること。

3. チェーンソー作業における労働災害の防止について

請負者は、厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第4号）」に基づき、措置を的確に講じること。

4. CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。